

第1章 特別支援教育施策をめぐる国、東京都、世田谷区の動向

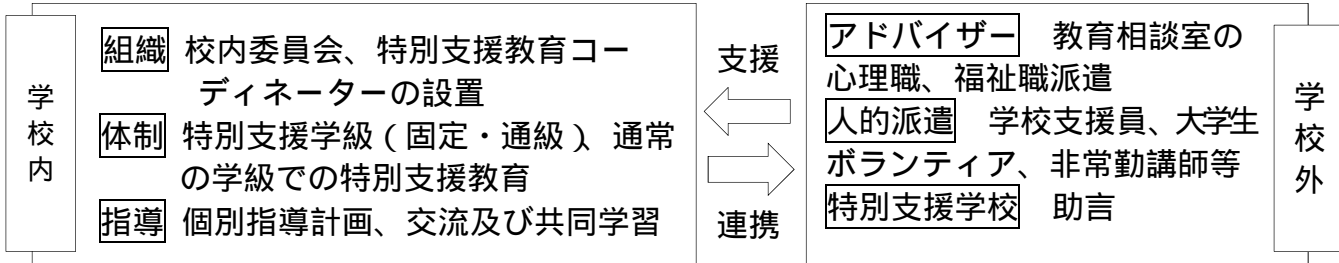
- 国の動向
 - 平成23年 障害者基本法改正
 - 平成24年 中教審特別委員会報告
 - 平成25年 障害者差別解消法制定（28年施行）
 - 平成26年 障害者権利条約批准
- 東京都の動向
 - 平成24年 小学校「特別支援教室」（情緒障害等の巡回指導）モデル事業開始
- 世田谷区の動向
 - 平成19年 全区立小・中学校で特別支援教育開始

ポイント

・障害の有無に関わらず共に学ぶことの追求
・障害のある児童・生徒への合理的配慮

第2章 世田谷区におけるこれまでの取り組みの現状及び課題

1 取り組みの現状



2 現状における課題

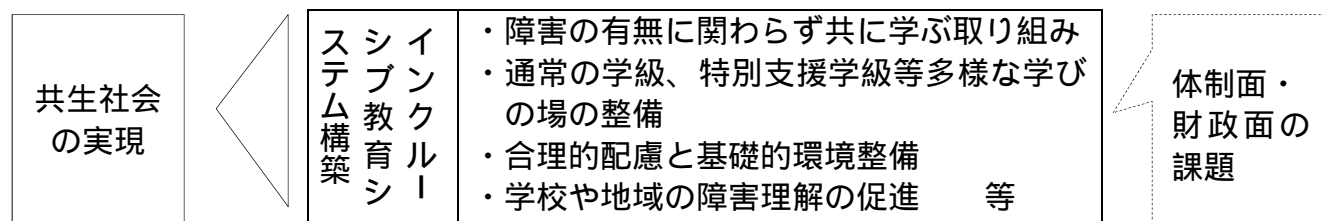
(1) 支援対象児童・生徒の増加への対応

特別支援学級の児童・生徒数			
	18年度	26年度	比較
全体	626人	1,067人	1.7倍
情緒障害(小)	122人	367人	3.0倍
“(中)”	49人	111人	2.3倍

情緒障害等の指導を受ける児童・生徒が増えている。

通常の学級	
発達障害の可能性のある児童・生徒の割合（文部科学省調査）	平成14年度 6.3%
	平成24年度 6.5%

(2) 共生社会の形成に向けた対応



第3章 第2次世田谷区教育ビジョンと本検討委員会の位置づけ

- 第2次世田谷区教育ビジョン（平成26年～35年度）の考え方
- 検討委員会の位置づけ
教育ビジョンを踏まえ、学識経験者の助言もいただきながら、実務レベルでの検討。

第4章 今後の特別支援教育の推進のあり方

U: リーディング事業

考え方 と 取り組みの方向



第5章 検討の継続

障害者差別解消法に基づく国の方針など、特別支援教育や障害福祉についての国や東京都の動向を今後も注視するとともに、必要に応じて検討の機会を設ける。